平成２６年（フ）第１５号
大分県宇佐市大字畑田1043番地の４
債務者　久保　春美
1　決定年月日時　平成26年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２６年（フ）第７７号
宮崎市東大宮２―１―23　フラワーコーポ201、住民票上の住所宮崎市大字大瀬町286番地１
債務者　川越　真士
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３１号
鹿児島県鹿児島市上之園町15番地９　朝日プラザ上之園202号
債務者　辻　　妙子
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第９０号
鹿児島県鹿児島市坂之上４丁目22番23号　徳田アパート201号
債務者　森山　由紀
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第２８号
北海道小樽市若竹町13番257号　若竹住宅２号棟、前住所北海道小樽市若竹町14番323号道営若竹団地
債務者　阿部　正洋
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第２９号
北海道小樽市若竹町13番257号　若竹住宅２号棟、前住所北海道小樽市若竹町14番323号道営若竹団地
債務者　阿部　清美（旧姓影浦）
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第２６号
長野県千曲市大字内川1118番地１　プレステージフジ21―203号、申立時の住所長野県下高井郡山ノ内町大字平穏4524番地６
債務者　松野喜美江
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４９号
長野県松本市大字岡田下岡田458番地　ハイツヒルトップ103号室
債務者　黒田美恵子
1　決定年月日時　平成26年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第１２号
高知県高岡郡佐川町乙3347番地５　荷稲団地３棟101号
債務者　西森　幸子
1　決定年月日時　平成26年４月17日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２６年（フ）第１９号
佐賀県唐津市浜玉町浜崎1073番地１　ラモヴェール２号
債務者　濵口　雄俊
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第２９２号
福井市東郷二ケ町第24号11番地１
債務者　宮川　晃子
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５８号
福井県勝山市元町２丁目３番29号、旧住所福井県吉田郡永平寺町松岡吉野第38号30番地８
債務者　田中　優衣
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６３号
福井県南条郡南越前町西大道第35号９番地の１
債務者　林　まゆみ
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１０号
福井県敦賀市立石50号32番地
債務者　刀根　麗香（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成26年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２６年（フ）第７号
山梨県南都留郡富士河口湖町船津675番地１外川一戸建６号室
債務者　相川　亜矢
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２６年（フ）第８号
山梨県南都留郡鳴沢村984番地
債務者　小林　友明
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２６年（フ）第１０号
山梨県富士吉田市下吉田872―１　グラン.ベルデⅢ２階19号室、住民票上の住所長野県北安曇郡池田町大字中鵜782番地93
債務者　佐藤　光史
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係